

県立奈良病院建て替え整備に向けた基本構想・基本計画策定 業務委託仕様書

1 委託業務名

県立奈良病院建て替え整備に向けた基本構想・基本計画策定業務

2 委託期間

契約締結日から平成23年3月31日まで

(ただし、本業務委託は、平成22年度予算が議会において承認されることをもって成立するものであり、場合によっては契約締結に至らないことがあります。)

3 業務の目的

本業務は、本県の地域医療再生計画に基づき、北和地域の高度医療拠点病院として県立奈良病院の建て替え整備を進めるにあたり、その基本構想・基本計画の策定を目的とする。

4 委託業務の内容

本県の地域医療再生計画に基づき、現在の県立奈良病院を建て替え、北和地域の高度医療拠点病院（以下「新病院」という。）として整備を進めるにあたり、庁内に設置する県立奈良病院建て替え整備に向けた基本構想・基本計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）と協議のうえ、新病院の基本構想・基本計画を策定するために必要な業務を、下記により委託する。

■ 県立奈良病院の建て替え整備に向けた基本構想策定業務

新病院の目指すべきコンセプト（将来ビジョン・担うべき機能・役割）を策定。

【策定を検討している主な項目】

- ・ 県立奈良病院の現状と課題（患者動向、経営分析等）
- ・ 新病院の基本的な考え方（基本理念・基本方針等）
- ・ 新病院の建て替え整備に向けた候補地の比較検討
- ・ 新病院を中心としたまちづくりの基本方針等 等

■ 県立奈良病院の建て替え整備に向けた基本計画策定業務

基本構想で策定したコンセプトを実現するために必要となる新病院の概要等を策定。

【策定を検討している主な項目】

- ・ 新病院の概要（施設規模・病床数等）
- ・ 部門別運営計画（部門別診療機能、配置計画等）
- ・ 施設整備計画（建築計画、設備計画、整備スケジュール等）
- ・ 事業計画（施設整備費用、事業スケジュール、事業収支計画等）
- ・ 整備手法の検討（PFI導入・その他事業手法の検討等）
- ・ 新病院周辺における医療機関の役割・機能等
- ・ 新病院を中心としたまちづくりの事業手法等 等

なお、上記の項目以外で基本構想・基本計画の策定にふさわしい項目が加えられるよう受託者においても検討し、必要と思われる項目があれば提案することを妨げない。

■ 検討委員会の開催支援業務

- ・ 検討委員会の運営（日程・主題の設定、各検討委員への策定案の説明と同案に関する質疑応答等）

※ 検討委員会は、平成22年5月に第1回を開催し、平成23年3月末まで順次開催を予定

- ・ 検討委員会の指示や提供するデータを図表化するなど、視覚的にわかりやすくした基本構想・基本計画等に係る検討資料の作成
- ・ 検討委員会の意見、検討内容を踏まえた基本構想・基本計画の策定、及び修正
- ・ 検討委員会の議事録の作成
- ・ その他、検討委員会の運営等において必要となる業務

5 委託業務の実施条件等

- 業務の遂行に当たっては、奈良県（以下「県」という。）と十分な連絡を保ち、処理方針については、県の指示および承諾を受けるものとする。
- 業務の遂行に当たっては、関係法令および適用基準等を遵守しなければならない。
- 業務の遂行には、医療行政、病院整備、及び運営に関し、高度な情報収集力、分析力を要するため、受託者は相当な知識と技術を有するスタッフを配置しなければならない。
- 受託者は、県の保健・医療・福祉全般についての十分な理解のもとに業務を遂行しなければならない。
- 県は、受託者に対して情報の提供等、業務の円滑な遂行に協力するものとする。
- 本業務の遂行によって生じる権利は、県に帰属するものとする。
- 受託者は、業務により知り得た事項について、秘密を守り、他に漏らしはならない。

また、契約終了後においても同様とする。

6 成果品

本業務の成果品は、下記のとおりとする。印刷物の書式、成果品の提出方法等については、本県と協議の上、決定する。

■ 基本構想

- ・ 県立奈良病院建て替え整備に向けた基本構想、及び概要版 各 30 部
- ・ その他本業務において作成した資料等 各 30 部
- ・ 議事録（要旨） 各 1 部
- ・ 上記 3 号の原稿、データ等を収録した記憶媒体（CD-R等） 各 1 部

■ 基本計画

- ・ 県立奈良病院建て替え整備に向けた基本計画、及び概要版 各 30 部
- ・ その他本業務において作成した資料等 各 30 部
- ・ 議事録（要旨） 各 1 部
- ・ 上記 3 号の原稿、データ等を収録した記憶媒体（CD-R等） 各 1 部

7 その他

■ 本業務について必要な資料については、奈良県福祉部健康安全局医療管理課の担当職員と調整した上で収集するものとする。なお、受託者は収集した資料を毀損または滅失しないよう丁寧に扱い、本業務の委託期間終了までに返却しなければならない。

■ 成果品については、平易な表現で図表化するなど視覚的にわかりやすいものとする。

■ 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合および受託業務の細目については、県と受託者で協議のうえ決定するものとする。